

2025 年度 一宮市障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2. 方針の適用範囲

この方針は、本市のすべての機関（以下「各部署」という。）が発注する物品等の調達に適用する。

3. 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

(※) 重度障害者多数雇用事業所とは、次の要件をすべて満たすもの

- ① 障害者の雇用数が 5 人以上
- ② 障害者の割合が従業者の 20% 以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

4. 調達する物品等

障害者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。

(1) 物品

印刷・製本、文具・紙製品、木工製品、縫製品、陶器、食品類、その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

除草作業、清掃作業、封入・発送作業、清掃、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5. 調達目標

本市の予算の適正な執行及び契約における公正性及び競争性に留意しつつ、これまで調達実績のある物品等の調達の拡大に努めるとともに、調達実績のない物品等の調達に努めるものとする。目標額については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

ただし、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和 46 年法律第 68 号）に基づき設置された一宮市シルバー人材センター及び市内の中小企業などに配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

6. 調達推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を全庁的な推進をするため、財務部財政課、総務部契約課及び福祉部障害福祉課は次の役割を担う。
- ① 財務部財政課は、予算編成時に障害者就労施設等からの物品等の調達に関する情報を各部署へ提供する。
 - ② 総務部契約課は、物品等の発注時に際し障害者就労施設等からの物品の調達を積極的に検討する。
 - ③ 福祉部障害福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、各部署に対して提供する。
- (2) 各部署は、物品等の調達に際して障害者就労施設等の物品等について検討をし、積極的な調達に努める。

7. 調達実績の公表

調達実績は、会計年度終了後、調達の実績の概要を取りまとめ、市ウェブサイト等により速やかに公表する。

8. 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉部障害福祉課とする。